

令和6年度愛媛県職業訓練実施計画（総合計画）

令和6年4月1日

愛媛県
独立行政法人高齢・障害・求職者
雇用支援機構 愛媛支部
愛媛労働局

1 総説

(1) 計画のねらい

「令和6年度愛媛県職業訓練実施計画」は、令和6年度の愛媛県内における公的職業訓練^{注1}の実施に当たり、愛媛県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構愛媛支部及び愛媛労働局が一体となり、国が策定する職業訓練実施計画や地域における訓練ニーズを踏まえた職業訓練受講の機会を十分に確保し、もって求職者等の安定的な雇用及び地域が求める人材の育成を実現するために必要な事項を定めるものである。

(2) 計画期間

計画期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(3) 計画の改定

公的職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合は改定を行うものとする。

2 労働市場の動向と課題等

(1) 労働市場の動向と課題

愛媛県内の雇用失業情勢は、求人が求職を上回って推移しているものの、令和5年4月以降の有効求人倍率（季節調整値）は1.3倍台となり、改善の動きが弱まっている。一方、進展する少子高齢化・人口減少を背景とする人手不足の問題が顕在化し、社会全体での有効な人材活用が必要であり、そのためには、働く方々の意欲と能力に応じた多様な働き方を可能とし、賃金上昇の好循環を実現していくことが重要である。

また、県内経済の持続的な成長のためには、多様な人材が活躍できるような環境整備を進め、労働生産性を高めていくことが必要不可欠であり、「人への投資」による人材育成の強化、生産性の向上が喫緊の課題となっている。

雇用対策の面からは、職業訓練により離職者の着実な就職促進につなげることが重要であるが、訓練行政を取り巻く状況を踏まえれば、主に次の観点からの施

¹ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき実施する公共職業訓練及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）に基づき実施する求職者支援訓練の総称。以下同じ。

策の展開が重要となっている。

- これまで職業能力開発の機会に恵まれなかった方等への支援

これまで職業能力開発の機会に恵まれなかった非正規雇用労働者のほか、出産等でキャリアの中断を余儀なくされた女性、様々な課題に直面しているケースがあるいわゆる就職氷河期世代の方、介護等で離職を余儀なくされた方、自立・就労を目指す生活困窮状態の方、障がいをお持ちの方等、様々な状況に置かれた支援対象者に対しそれぞれに合った形での職業能力開発や就労支援を一層推進する必要があること。
- 製造業を担う中核人材の育成

我が県の産業構造においては、製造業が付加価値額と従業員数の両面で高い割合を占め、依然として基幹産業としての地位を保持しているが、中小企業が人材を確保することは年々困難となっており、製造業を担う中核人材の育成が急務となっていること。
- デジタル・トランスフォーメーション、グリーン・トランスフォーメーション（以下「DX等」という。）への対応

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、より一層加速した社会全体の「DX等」へ対応できる人材の育成が求められていること。

特に、デジタル分野については、「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023改訂版）」（令和5年12月26日閣議決定）等において、デジタル人材が質・量ともに不足していることを踏まえて、職業訓練のデジタル分野の重点化に計画的に取り組むこと。
- リカレント教育の拡充

人生100年時代を迎え、何歳になっても学び直し、職場復帰や転職に資する高齢者へのリカレント教育の拡充が求められていること。

(2) 令和5年度における公的職業訓練をめぐる状況

令和5年度の職業訓練の受講者数及び就職率は次表のとおりである。

| 公的職業訓練の 対象者 | 受講者数 ※1 | | | 県立校 ※2 | | 機構立校等※2 |
|----------------|---------|-----------|------------|--------|-------------|---------|
| | 計 | うち 県立校 | うち 機構立校 | 就職率 | うち県内就 職率 | 就職率 |
| 離職者対象 | 823 | 556 | 267 | 79.4 | 95.5 | 87.5 |
| 施設内 | 320 | 53 | 267 | 89.6 | 95.3 | 87.5 |
| 委託 | 503 | 503 | — | 78.4 | 95.5 | — |
| 求職者支援訓練(委託) | 369 | — | — | — | — | 63.4※3 |
| 在職者対象 | 931 | 485 | 446 | — | — | — |
| 学卒者対象 | 59 | 59 | — | 95.0 | 93.0 | — |
| 障がい者対象(委託) | 72 | 72 | — | 63.4 | 100.0 | — |

※1 受講者数は令和5年4月から令和6年1月末までの数値

※2 就職率は令和4年度数値

※3 令和4年4月1日～令和5年3月31日に終了したコースの求職者支援訓練修了者等の就職率（訓練修了3か月後）である。

3 令和6年度の公的職業訓練の実施方針

(1) 離職者を対象とする職業訓練

令和4年度の離職者向け公的職業訓練の実施状況を分析すると、

- ① 就職率が高く、応募倍率が低い分野（「介護・医療・福祉分野」）があること
- ② 就職率が低い分野（「営業・販売・事務分野」）があること
- ③ 委託訓練の計画数と実績の乖離があること
- ④ 求職者支援訓練の中止コースが多いこと
- ⑤ デジタル人材が質・量とも不足、都市圏偏在が課題であること

といった課題がみられた。

これらの課題の解消を目指し、以下の方針に基づいて実施する。

①については、介護・医療・福祉分野といった人材不足分野について、更なる魅力を発信するとともに、訓練コースの内容や効果に関する周知を強化する。開講時期の柔軟化、受講申込締切日から受講開始日までの期間の短縮等、受講者数増加のための取組を行う。

②については、ハローワーク、関係機関と連携し、訓練申込み前から訓練修了後3か月まで就職への意欲が落ちないように一貫した就労支援を強化する。

③については、訓練機関等のニーズを踏まえた訓練コースの設定を進めるとともに、実態を踏まえ計画を策定する。

③及び④にも共通しているが、同時期に同種や類似の訓練コースが重ならないよう、開講時期、対象レベル、使用ソフト、訓練時間・期間等について調整を行うとともに、受講者確保のため、SNS等を活用した効果的な周知広報を実施する。

⑤については、デジタル分野への重点化を進め、就職率向上のため、受講希望者のニーズに沿った適切な訓練を勧奨できるようハローワーク訓練窓口職員の知識の向上や事前説明会等の機会確保を図るとともに、訓練修了者の就職機会の拡大に資するよう訓練修了者歓迎求人等を確保する。

(2) 学卒者・在職者を対象とする職業訓練

地域の基盤産業でありながら、民間教育訓練機関では設備機器の整備等が困難であるものづくり分野と、業種を問わず労働生産性の向上に資する基礎的分野の二点に重点を置いて実施することとする。

また、今後成長が見込まれる分野については、民間専修学校等との役割分担を踏まえながら、随時、実施の可否を検討することとする。

4 公的職業訓練の対象者数等

(1) 公共職業訓練（離職者訓練）の対象者数等

① 県立校

訓練定員数は922人（施設内訓練80人/委託訓練842人（うち92人はR5からの繰越））とし、就職率は前年以上を目指す。

施設内訓練は、宇和島産業技術専門校において実施することとし、地域からの人材流出を防ぐため、女性等の就労支援に重点を置いて実施する。

委託訓練は、高価な設備等が不要で、地域の基幹産業となり得る第3次産業や事務職等の分野を中心に実施することとする。国家資格等の取得により正社員就職を目指す長期の訓練や、子育て中の女性等の再就職を支援する訓練等、多様なコースを設定するとともに、就労支援を実施することにより、職業能力開発機会に恵まれなかった非正規雇用労働者や女性、不安定就労者等の再就職を支援する。

② 機構立校（愛媛職業能力開発促進センター）

訓練定員数は443人とし、就職率は85.0%以上を目指す。

雇用のセーフティネットとしての役割を果たすため、離職者に対し、適切かつ効果的な職業訓練を実施し、再就職に結びつける。訓練の実施に当たっては、主として、地域の民間教育訓練機関では実施していない、ものづくり分野に限定して実施することとし、AR・VR技術等の新たな技術導入に向けた検討を行う。

(2) 求職者支援訓練の対象者数等

- ① 非正規雇用労働者や自営廃業者等、雇用保険を受けることができない方を対象として、雇用のセーフティネットとしての機能が果たせるよう、500人程度に対し訓練機会を提供するため、訓練認定規模639人を上限とし、求職者支援訓練を実施する。

雇用保険適用就職率は、基礎コースで58%、実践コースで63%を目指す。

- ② 訓練内容については、IT人材が質・量とも不足し、都市圏偏在が課題となっていることを踏まえ、デジタル分野への重点化を図るとともに、人材確保がより困難となっている介護等の分野に対応した訓練を推進するなど、地域における産業の動向や求人ニーズを踏まえたものとする。

また、全ての労働人口がデジタルリテラシーを身につけ、デジタル技術を活用できるようにすることが重要であるとされていることから、デジタル分野以外の全ての訓練コースにおいて、デジタルリテラシーの向上促進を図る。

訓練コースの設定に当たっては、育児中の女性等で再就職を目指す方、未就職のまま卒業することとなった新卒者、生活保護受給者をはじめとする生活困窮状態にある方、就職氷河期世代で不安定な就労状態にある方や無業状態の方、居住地域に訓練機関がなく訓練の受講が困難な方等、対象者が置かれた状況や個別のニーズに対応するものとなるよう努める。

- ③ 訓練認定規模は、以下のとおりとする。

イ 基礎コース 訓練認定規模の30%程度

ロ 実践コース 訓練認定規模の70%程度

うち、介護系、医療事務系、デジタル系の各分野の割合は、介護系20%程度、医療事務系14%程度、デジタル系20%程度とするとともに、eラーニングコースは14%程度を目安とする。

| コース別内訳 | | 計 |
|-------------|--------|-------|
| 基礎コース | | 188人 |
| 実践コース | | 451人 |
| 通常枠 | 介護・福祉系 | 90人 |
| | 医療事務系 | 60人 |
| | デジタル系 | 90人 |
| | その他 | 151人 |
| eラーニングコース枠 | | 60人 |
| (※うち地域ニーズ枠) | | (60人) |

※ 地域ニーズ枠は、実践コースの内数とし、「安定就労に向けた資格等を取得するコースとして要件を満たした訓練期間が2か月間のコース」を優先認定する。

④ 求職者支援訓練のうち、次の上限値以下で新規参入となる職業訓練を認定する。

イ 基礎コース 上限値 30%

ロ 実践コース 上限値 10%

※ 算定した結果、認定上限値が15名を下回る場合は、これを15名まで切り上げることができる。ただし、実績枠が新規枠を下回ることがないようにする。

※ ある認定単位期間で実績枠に余剰定員が発生した場合は、枠の活用のために同一認定単位期間内で新規枠に振り替えることも可とする。

⑤ 認定単位期間は、四半期単位とする。

なお、認定単位期間ごとの具体的な定員及び認定申請受付期間については、愛媛労働局及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構愛媛支部のホームページで周知する。

⑥ 余剰定員の取扱い

- ・ 認定コースの定員数が上限値を下回った場合の繰り越し分及び中止コース繰り越し分については、次期以降の認定単位期間の同コース・同分野の認定上限値を引き上げるために活用する。
- ・ 実践コースについては、「介護・福祉分野」「医療事務分野」「デジタル分野」において訓練コースが認定されなかった場合の余剰定員について、同一認定単位期間の「その他」分野への振替を可とする。
- ・ 実践コースの通常枠もしくはeラーニングコース枠のいずれかの申請定員数が定員設定数を下回り余剰が生じた場合、当該余剰定員数を同一認定単位期間のもう一方の枠に振替を可とする。
- ・ 第3・四半期及び第4・四半期においては、繰り越し分の同一分野での認定、基礎・実践間の振替及び実践コースの他分野への振替についても可とする。

(3) 公共職業訓練（在職者訓練）の対象者数等

① 県立校

訓練定員数は420人とし、主にもものづくり分野に重点をおいた訓練を実施する。推進員が企業巡回において把握した地域企業の訓練ニーズに応じた訓練コースを設定・導入するほか、技能検定等資格取得に対応した訓練コースを拡充することにより、地域産業を支える中核技能者の養成を図る。

特に、愛媛中央産業技術専門学校においては、地元タオル業界及び縫製業界が取り組む実践型人材養成システムによる訓練や有期実習型訓練を支援するため、これら訓練におけるOFF-JT（学習）の実施を通じて、地域産業人材を育成する。

② 機構立校（愛媛職業能力開発促進センター）

訓練定員数は719人とする。

地方公共団体との役割分担を一層明確化するとともに、民業補完に徹する観点から、地域の人材育成ニーズに基づきつつ、民間教育訓練機関等の実施状況を踏まえたコース設定とする。「ものづくり分野」を中心としたAR・VR技術等の新たな技術の導入に向けた検討を行い、真に高度なもののみ限定して、中小企業等の従業員を主な対象とした訓練を実施する。

このほか、中小企業等に対する生産性向上やDXを推進するための人材育成支援（生産性向上支援訓練）を実施するため、生産性向上人材育成支援センターにおいて、地域の関係機関と連携を図りながら、分野を問わず総合的な支援を実施することとし、訓練定員数は概ね1,000人程度とする。

(4) 公共職業訓練（学卒者訓練）の対象者数等

① 県立校

訓練定員数は160人とし、実施に当たっては、主にもものづくり産業を担う人材育成に一層集中して実施する。就職率は前年以上を目指す。

新規卒業者については、少子高齢化・人口減少社会が進展する中、地域企業のニーズに対応した人材育成が喫緊の課題となっていることから、訓練カリキュラム見直しなどにより、更なる若年者の確保と県内就職促進を図る。

② 機構立校（愛媛職業能力開発促進センター）

実施していない。

(5) 障がい者等に対する公共職業訓練の対象者数等

① 県立校

訓練定員数（委託訓練）は124人とし、就職率は前年以上を目指す。

様々な障がいを持つ方に対応した多様な訓練^{注2}を実施するとともに、障がい

² 精神障がい者を対象とした委託訓練（短期課程6ヶ月 定員15名）、発達障がい者を対象とした委託訓練（短期課程1年 定員10名）、障害者の態様に応じた多様な委託訓練（知識・技能習得科（デュアルシステム）（知的障がい者）：定員20名、知識・技能習得科（身体障がい

者訓練就労支援員（臨床心理士等の有資格者）による訓練生へのきめ細やかなサポートを行うことにより障がい者の就職を促進するとともに、精神保健福祉士や精神科医等による相談支援体制の強化を図る。

また、障がい者職業訓練のコーディネーター及びコーチ、求人・職場実習先の開拓や就職後のアフターフォローを行う求人開拓員を専門校に配置することにより、障がい者の就労支援及び職場定着を図る。

- ② 機構立校（愛媛職業能力開発促進センター）
実施していない。

5 公的職業訓練の実施に当たり留意すべき事項等

(1) 関係機関の連携

公的職業訓練を効果的に実施するため、関係機関がこれまで以上に連携を強化する。訓練を総合的かつ計画的に実施できるよう地域職業能力開発促進協議会等の合議体を効果的・効率的に活用し、特に、委託訓練と求職者支援訓練との間で訓練分野や実施時期等を調整することとする。

また、「募集→訓練→就職支援」のサイクルの好循環を達成するため、ハローワークと訓練実施機関が緊密に連携することとする。具体的には、ハローワークは、訓練実施機関に対し就職支援に資する施策の情報提供等に努めるとともに、訓練実施機関は、ハローワークに対し訓練の内容・特徴等の情報提供に努める。また、訓練受講生に対し就職までの一貫した支援を行うため、訓練実施機関は、ハローワークに対し訓練修了前の受講生の就職活動の状況等を共有するとともに、訓練修了時点で就職が決まらない可能性のある受講生に対しては、訓練期間中のハローワークの利用を積極的に勧奨する。特に、デジタル分野については、求職者が自身の希望に沿った適切な訓練コースを選択できるよう、支援を行うハローワークの訓練窓口職員の知識の向上や訓練実施施設による事前説明会や見学会に参加できる機会の確保を図るとともに、訓練修了者の就職機会の拡大に資するよう訓練修了者歓迎求人等の確保に取り組み、十分な就職支援を実施する。

併せて、医療・福祉、建設等の人手不足分野の人材確保が図られるよう、ハローワークは、これら分野の事業所に対し雇用管理改善の啓発を行うとともに、求職者に対しては職種の魅力を訴求し、当該分野の訓練受講を勧奨する。

(2) ジョブ・カードの活用

ハローワークは、キャリア形成／リスキリング相談コーナーを設置し、キャリアコンサルタントの常駐・巡回によるジョブ・カードを活用した訓練前、訓練後、在職中など段階に応じた継続的なキャリアコンサルティングを実施し、職業訓練コースや教育訓練給付指定講座の選択など、労働者のキャリア形成やリスキリングに係る支援を行う。

また、訓練実施機関は、訓練実施期間中、訓練生に対し技能・知識の公的証明等

としてのジョブ・カード作成の意義を丁寧に説明した上で、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング及び訓練成果の評価を実施し、必要に応じ当該結果をハローワークと共有する。

(3) ワーキンググループ（WG）による訓練効果の把握・検証

愛媛県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構愛媛支部及び愛媛労働局が公的職業訓練効果検証ワーキンググループ（WG）の構成員となり、適切かつ効果的な職業訓練を実施していくため、個別の訓練コースについて、訓練修了者や採用企業からのヒアリングも含め、訓練効果を把握・検証し、訓練カリキュラム等の改善を図ることとする。

令和5年度に実施したデジタル分野におけるWGの検証報告を踏まえ、愛媛県地域職業能力開発促進協議会で承認されたデジタル分野における訓練カリキュラム等の改善促進策のとおり改善を図ることとする。

6 その他（職業能力の開発及び向上の促進のための取組等）

地域におけるリスクリング事業については、地域への人の投資（リスクリング）の推進のため、デジタル・グリーン等成長分野に関するリスクリングの推進に資する経営者等の意識改革・理解促進、リスクリングの推進サポート等及び従業員の理解促進・リスクリング支援に要する経費について、地方単独事業として実施する場合に、新たに特別交付税の措置が講じられることから、愛媛県及び域内市町が地方単独事業として実施するものについて、当該実施計画に位置付ける事業とする。